

答弁書第六〇号

内閣参質一九三第六〇号

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員小西洋之君提出元号法第二項の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出元号法第二項の解釈に関する質問に対する答弁書

法律を誠実に執行する義務を有する内閣としては、皇位の継承があつた場合には、元号法（昭和五十四年法律第四十三号）の定めるところにより新たな元号を定めることになるところ、お尋ねの各答弁は、これと同趣旨を述べたものである。

○

○